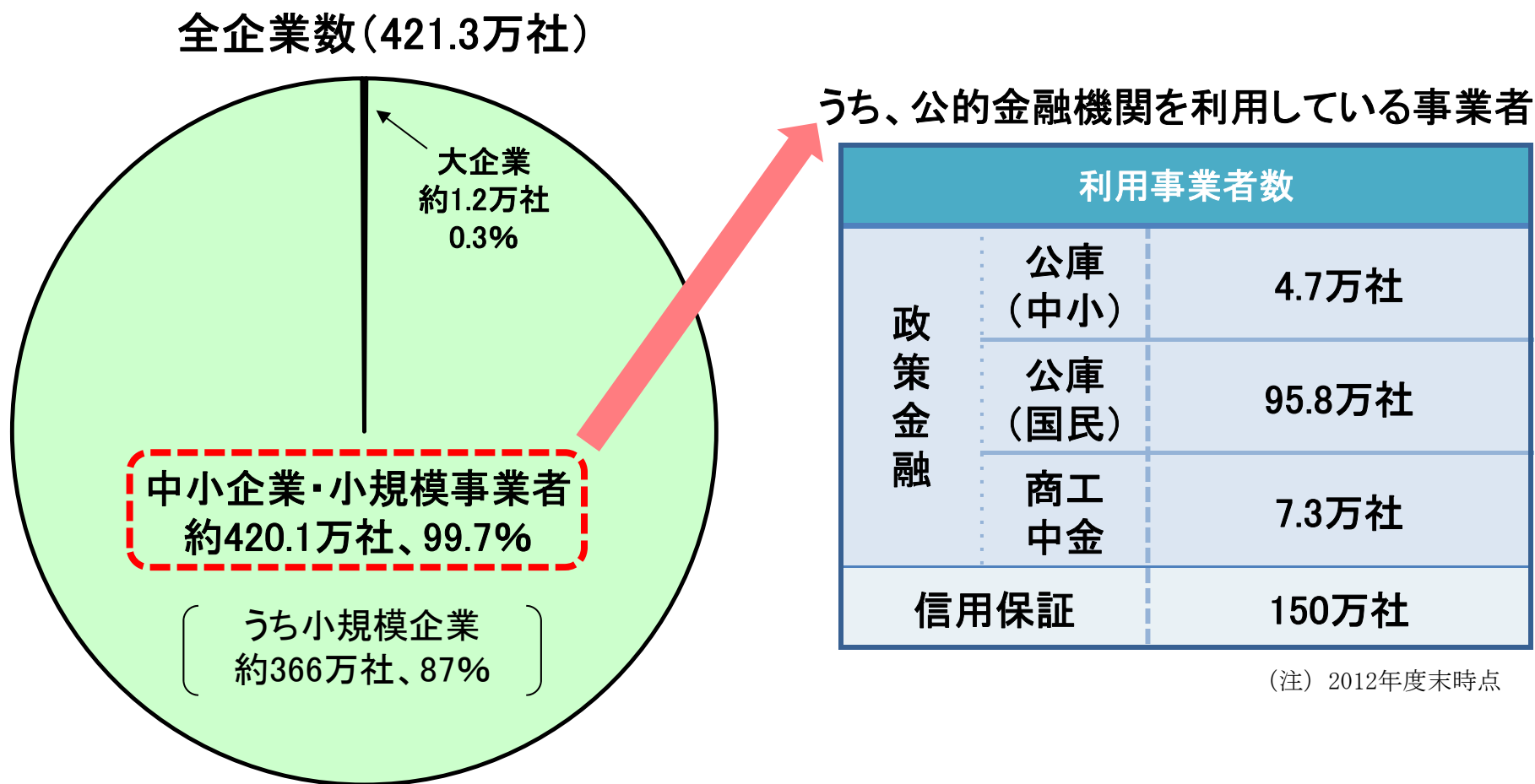


農業への信用保証制度の適用について

平成25年11月18日
経済産業省 中小企業庁

公的金融機関の利用状況

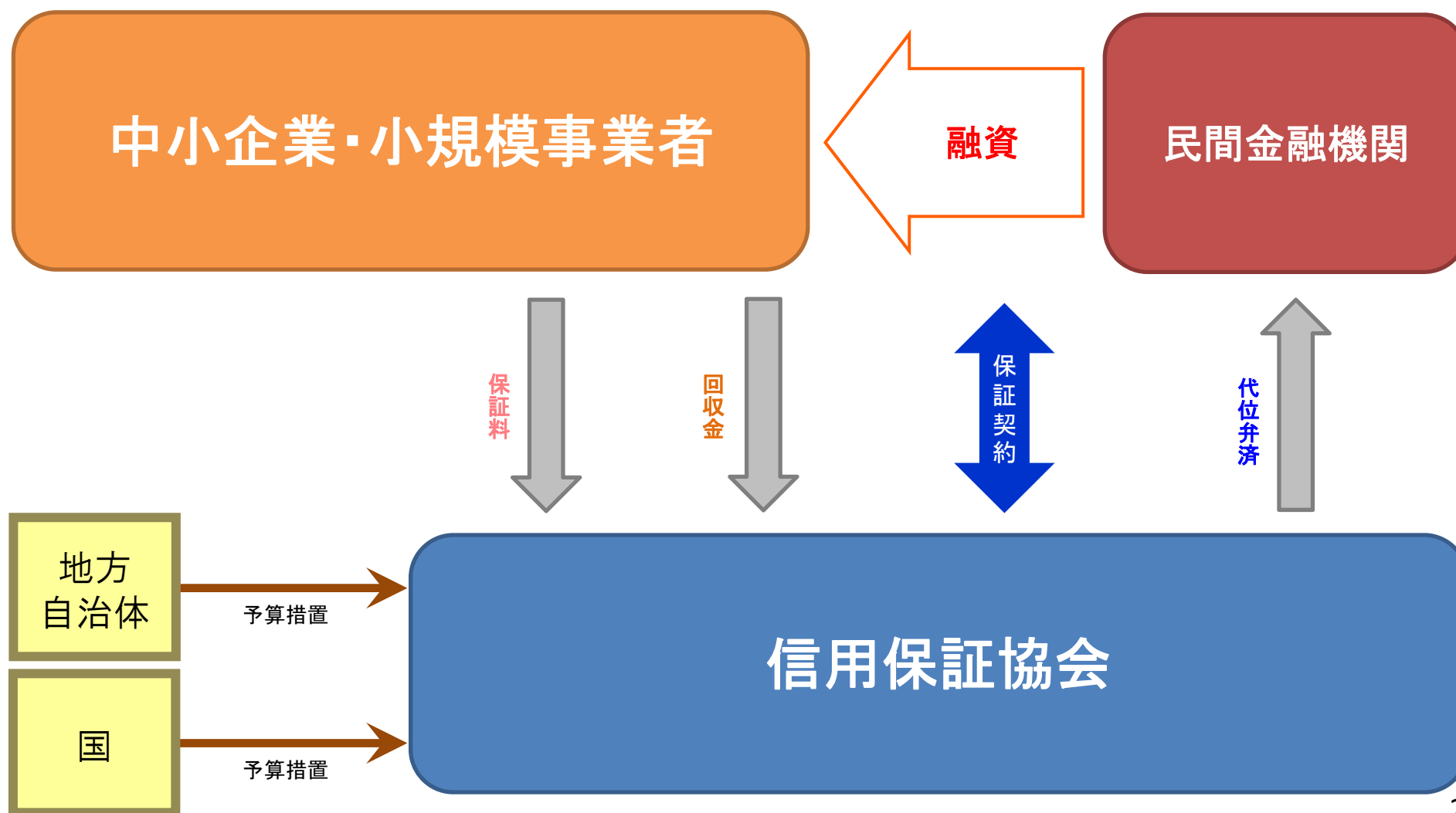
○中小企業・小規模事業者421万社のうち、相当数の事業者が公的金融機関を利用。



(備考) 総務省「平成21年経済センサス基礎調査」より作成。

信用保証制度について

○民間金融機関からの借入の際に、信用保証協会が保証を行うことにより、
中小企業・小規模事業者の信用力を補完。

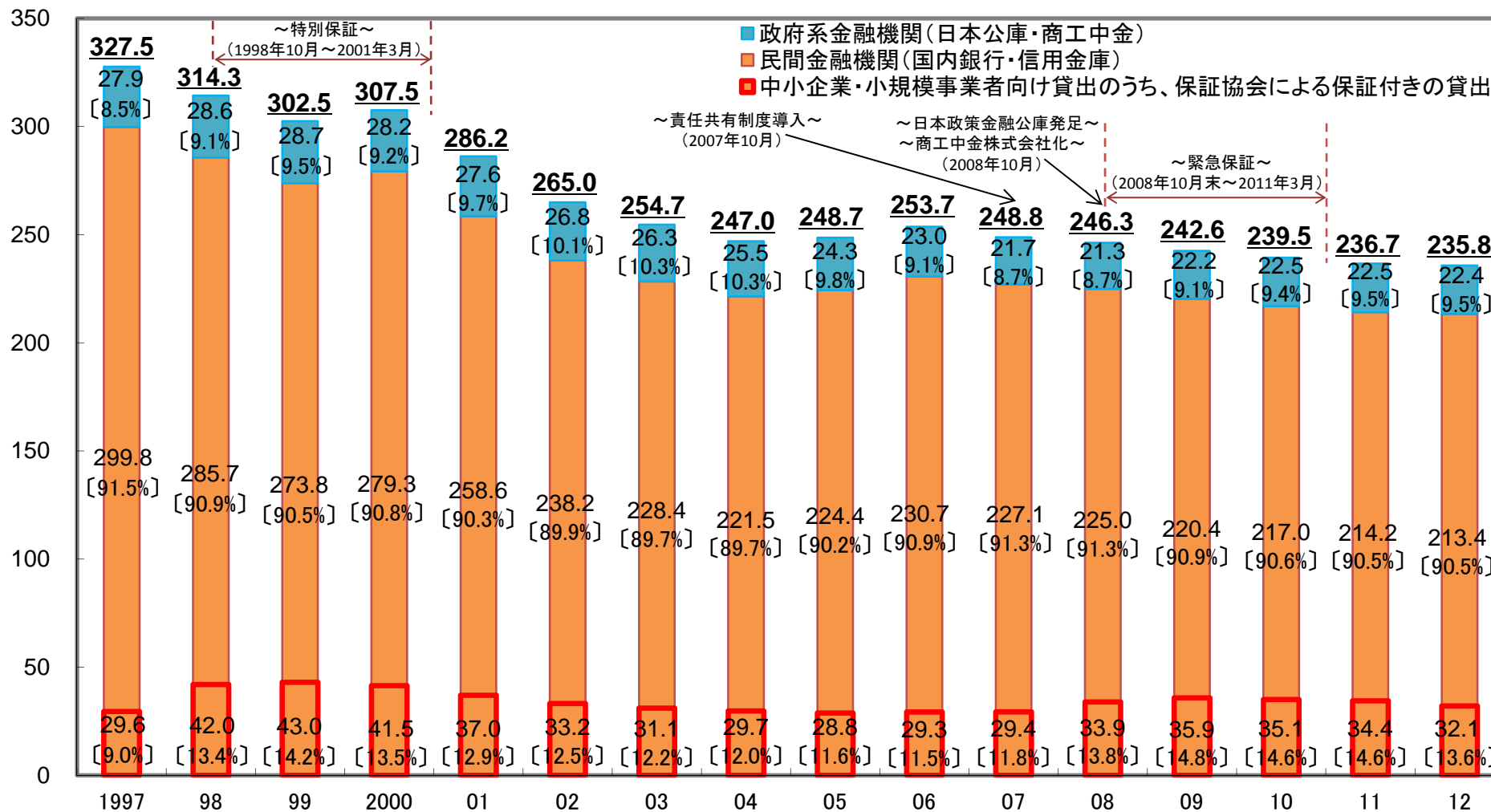


民間金融機関と政府系金融機関による中小企業向け貸出残高の推移

○中長期的には、中小企業・小規模事業者向け貸出の全体額は縮小傾向。

○リーマンショックや大震災を経て、同貸付に占める政府系金融機関のシェアは拡大傾向。

(兆円)



(備考) 1. 日本銀行及び全国保証協会連合会により作成。

2. 残高は年度末値。〔 〕内は構成比。

3. 民間金融機関は、国内銀行及び信用金庫の合計 (個人向けや地方公共団体向けの貸出は除外)

(年度)

中小企業政策審議会企業力強化部会 中間取りまとめ（抄）（平成23年12月）

○信用補完制度については、中小企業の資金調達の円滑化に寄与してきたところ、金融機関の対応について問題を生じさせる可能性があるといった指摘がなされている。

【第3章 具体的施策の方向性】

本章では、中小企業の戦略的経営力を強化していくための具体的施策の方向性を提示していくこととする。

1. 経営支援の担い手の多様化・活性化／中小企業金融

(1) 現状と課題

① 中小企業に対する経営支援（略）

② 中小企業金融について

これまでの中小企業の信用補完については、信用保証制度により、急激な景気後退期における当面の中小企業の資金繰り改善や資金調達の円滑化に寄与してきた。また、土地担保や個人保証による保全等も、中小企業が資金調達を行う上で円滑に寄与してきた側面がある。特に、不透明な経済環境下では引き続き十分な支援が必要である。一方で、こうした信用補完のために、金融機関による企業の経営状況の把握や、経営支援と一体となった金融の仕組みの構築が十分に進んでこなかったという面もある。

今後は、当面の資金繰りの改善等を図るだけでなく、経済情勢を十分に見極めつつ、企業リスクと潜在力を的確に把握した上での成長支援的な金融の仕組みの構築が一層重要となっている。（以下略）

<参考：本部会における主な指摘事項>

○金融と経営の一体支援（リレーションシップ・バンキング）推進のためには、地域金融機関に対するインセンティブ措置や経営支援を担う人材支援を行うべきではないか。

○100%保証によって金融機関の融資審査が甘くなっているのではないか。このような信用保証制度は、徐々に役割を減じていくことも視野に入れた検討が必要ではないか。（以下略）

農業分野への拡大事例

地域活性化ワイド資金(北海道の制度)

(平成25年4月1日現在)

融資対象者	(1)公益社団法人、公益財団法人 (2)社会福祉法人 (3)農業分野へ進出する中小企業者等	(4)NPO法人	(5)一般社団法人、一般財団法人 (6)特例社団法人、特例財団法人
	※次の要件が必要 ①最近1年以上、同一地区内で事業を行っていること。 ②所得税、法人税、事業税、道・市民税を完納していること。 ③その法人に適用すべき会計基準に基づいた財務諸表を作成していること。 ④許認可等を要する事業にあつては、その許認可等を受けていること。		
資金使途	事業資金		
融資金額	8,000万円以内	1,000万円以内 (国や地方自治体から受領する公的な資金が未受領であることにより事業活動に影響がある場合は2,000万円以内)	1,000万円以内
融資期間	10年以内 [うち据置1年以内]	7年以内 [うち据置1年以内] (公的な資金が未受領であることにより事業活動に影響がある場合は1年以内)	7年以内 [うち据置1年以内]
	1年以内の短期資金の利用も可能		
融資利率	金融機関所定の利率		
償還方法	割賦返済(短期資金は一括返済可)		
信用保証	融資金額のうち50%が北海道信用保証協会の保証付き(50%は保証なし融資)		
保証料率	年1.08%(有担保保証の場合は年0.98%)		
申込に必要な書類	○融資申込書 ○決算書2期分(2期分の決算が終了していない場合に提出可能な決算書) ○登記簿謄本(登記事項証明書) ○見積書 ○設備等の図面 ○国、道又は市町村長発行の納税証明書 ○その他関係書類		
申込先	取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北陸銀行、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が窓口。		

(備考) 北海道庁ウェブサイトより作成。

「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」（抜粋） （平成25年10月18日 日本経済再生本部決定）

5. 農業

（1）農業への信用保証制度の適用

農業について、商工業とともに行うものに関しては、金融機関からより円滑に資金調達できるようにするため、都道府県の応分の負担を前提に、信用保証協会が保証を付与することを可能とする。